

建設工事請負業者格付について

1 格付基準

- ・令和5年度 客観点（P点）+主観点項目（工事成績**除く**）
- ・令和6年度以降 客観点（P点）+主観点項目（工事成績**含む**）

2 対象工事期間について（下表参照：黄）

- ・令和5年度 対象期間無し
- ・令和6年度 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（1年間分）
- ・令和7年度 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（2年間分）※1
- ・令和8年度 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間分）※1
- ・令和9年度 **令和5年1月1日から令和8年12月31日まで**（3年間分）※2
- ・令和10年度以降は令和9年度のサイクルを適用する。

3 格付有効期間について（下表参照：青）

- ・令和5年度 令和5年4月1日から令和6年5月31日まで（**2ヶ月延長**）※3
- ・令和6年度 令和6年6月1日から令和7年5月31日まで（1年間）
- ・令和7年度 令和7年6月1日から令和8年5月31日まで（1年間）
- ・令和8年度 令和8年6月1日から令和9年5月31日まで（1年間）
- ・令和9年度 **令和9年4月1日から令和10年3月31日まで**（1年間）※4
- ・令和10年度以降は令和9年度のサイクルを適用する。

4 補足説明

- ※1 令和7年度は直近2年間、令和8年度以降は直近3年間の工事成績の平均点を工事成績評点として審査を行う。
- ※2 サンプルが十分に確保できるため、滋賀県と同基準になるよう対象工事期間は1月1日から12月31日とする。
- ※3 令和5年度末の工事成績を反映させる必要があることから令和5年度格付の有効期間を2ヶ月延長する。
- ※4 ※2同様、滋賀県と同基準になるよう有効期間は4月1日から3月31日までとする。

参照『建設工事請負業者格付有効期限および対象工事期間スケジュール表』

	R05度												R06度												R07度												R08度												R09度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
対象工事期間	対象無し																																																											
R05格付有効期間	■																																																											
対象工事期間	■																																																											
R06格付有効期間													■																																															
対象工事期間	■																																																											
R07格付有効期間																									■																																			
対象工事期間	4/1~3/31												■												■																																			
R08格付有効期間																																					■																							
工事対象期間													1/1~12/31												■												■																							
R09格付有効期限																																					■																							